

久留米市次期総合計画策定の基本方針

1 目的

この基本方針は、総合計画策定の趣旨、手順、体制及び計画策定において対応すべき基本的な視点等の事項を定め、次期総合計画を円滑に策定することを目的とする。

2 策定の趣旨

- ・久留米市では、将来を見通した長期的な都市づくりの指針として総合計画を策定し、総合的かつ計画的な都市づくりを進めている。
- ・久留米市新総合計画の計画期間が令和7年度で終了するため、令和8年度以降の久留米市が目指す都市像や都市づくりの方向性・柱を定める必要がある。
- ・本格的な人口減少社会の進行や頻発・激甚化する自然災害、急速に進むデジタル化など、アフターコロナの地域社会の姿を見据えつつ、社会環境の大きな変化に対応していく必要がある。

3 計画の構成と期間

次期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「事業計画」で構成する。

なお、「国土利用計画」は、基本計画において一体的に策定する。

(1) 基本構想

- ・基本構想は、基本理念や目指す都市の姿、都市づくりの方向性・柱を示し、市民、事業者、団体及び行政が協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画とする。
- ・基本構想の計画期間は、長期的な都市づくりを見据えながら、加速する社会構造等の変容に適応し、未来に向けて持続可能な基盤を確立させるために、一定の都市づくりを想定できる令和17年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

- ・基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策を示し、市民、事業者、団体及び行政が協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画とする。
- ・基本計画の計画期間は、前期5年(令和8年～12年)、後期5年(令和13年～17年)とする。

(3) 事業計画

- ・事業計画は、基本計画に示した基本的施策を実現するための具体的な事業を示す行政計画とする。
- ・事業計画の計画期間は、3年とし、毎年度見直しを行う。

4 計画策定の視点

都市づくりの指針となる総合計画の役割と機能が十分に発揮されるよう、策定に当たっての基本的な視点とこれからのまちづくりに求められる重要な視点に基づき計画の策定にあたる。

(1) 策定に当たっての基本的な視点

①戦略性

社会環境の変化を長期的な展望と広い視野で捉えながら、今後の都市づくりの目標とその実現に向けた的確かつ効果的な施策を総合的な視点で選択した計画とする。

②協働性

計画策定の過程に多様な市民参画を取り入れるとともに、課題解決に向けて協働の取組を更に推進するため、目指す都市の姿や実現方法が共有できる市民にとって分かりやすい計画とする（ビジュアル・データ活用、コンパクトな文量、平易な表現）。

③地域性

これまでのまちづくりの歴史の中で培われてきた地域の特性やポテンシャルを明確化し、地域の自主性や独自性など地域特性を発揮した計画とする。

④実効性

計画の達成状況を計るための指標をデータなどの根拠に基づき設定し、都市づくりの進行管理をP D C Aサイクルにより検証が可能な実効性の高い計画とする。

(2) これからのまちづくりに求められる重要な視点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①SDGsの理念に基づく持続可能な地域づくり②少子高齢化、人口減少社会の進行に対応した地域社会の実現③地域の多様な主体の参画による地域共生社会づくり④安全で安心して快適に暮らせる災害に強い強靱な都市の形成⑤地域が一体となって取り組む脱炭素社会の実現⑥中核都市としての発展・活力を生み出す産業基盤の構築⑦次代のまちづくりを担い、未来を切り拓く人づくり⑧デジタルを活用した地域課題の解決と利便性の高いデジタル都市の構築 |
|--|

5 策定体制

(1) 庁内体制

- ・全庁的な策定体制とするため、「総合計画策定会議（特別職・部長級）」「総合計画策定会議幹事会（次長級）」「総合計画策定部会（次長級・課長級）」を設置する。
- ・上記に加えて、より効果的な計画策定のために、職員の多様な参画機会を設ける。
 - ①若手職員が次の10年を自ら考え、基本構想原案を描く「総合計画検討プロジェクト（主任主事・主事）」
 - ②中堅職員がデータなどの根拠をもとに、より実効性のある分野ごとの重点施策を検討するため、「ワーキングチーム（補佐・主査）」を設置する。

(2) 審議会

- ・多様な視点からの意見を反映した基本計画とするため、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年久留米市条例第 8 号）に基づく「久留米市総合計画審議会」に諮問し、答申を受ける。

6 計画策定への市民参画

市民との協働による都市づくりの観点から、策定過程への多様な市民参画の手法を取り入れる。

【手法(案)】

- ・将来都市像や各施策分野の満足度・重要度など市民意識調査からの反映
- ・SNS や市広報誌を活用した市民提案の募集
- ・大学生を対象としたワークショップ開催
- ・小中高生を対象としたまちづくり提案募集
- ・関係団体との意見交換会
- ・出前講座の実施
- ・パブリックコメントの実施

7 次期総合計画の策定スケジュール

R 5 : 基本構想素案作成

策定会議設置、若手職員 P J、現計画検証・次期計画ワークシート、基礎調査

R 6 : 基本構想原案、基本計画素案・原案作成

審議会諮問、市民・関係団体意見聴取、中堅職員WG

R 7 : 総合計画（基本構想＋基本計画）最終案作成

審議会答申、議決（R7.12月議会）、事業計画策定

8 次期総合計画の決定方法

(1) 基本構想

久留米市総合計画審議会に諮問し、答申を経た後、市議会の議決を経て決定する。

(2) 基本計画

久留米市総合計画審議会に諮問し、答申を経た後、市長が決定する。

(3) 事業計画

庁内策定組織により原案を作成し、市長が決定する。